

周防大島町告示第14号

平成17年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年6月8日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年6月15日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

6月23日に応招した議員

応招しなかった議員

平成17年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年6月15日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成17年6月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成16年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第2号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第3号 周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 周防大島町農村公園設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第5号 周防大島町グリーンスティながうら条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 動産の買入れについて
- 日程第16 請願第2号 上関原発建設反対を求める請願書
- 日程第17 地域活性化特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成16年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について

- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第2号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第3号 周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 周防大島町農村公園設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第5号 周防大島町グリーンステイながうら条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 動産の買入れについて
- 日程第16 請願第2号 上関原発建設反対を求める請願書
- 日程第17 地域活性化特別委員会の設置について

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員(1名)

11番 武政 輝夫君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
企画課長	中野 守雄君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所次長	藤本 正男君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開会

議長(新山 玄雄君) おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成17年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

武政議員から欠席、小田議員から遅刻の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(新山 玄雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、田村三郎議員、10番、伊藤秀行議員を指名いたします。

・

日程第2. 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る6月8日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの9日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの9日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降、本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査、3月、4月、5月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情について受理いたしましたもの3件をお手元に配布いたしております。請願第2号については、本日の日程事項としております。要望第6号、7号についての処理については、議会運営委員会にお諮りいたしました結果、要望第6号については産業委員会にて御審議を願うこととし、要望第7号については議員配布として取り扱うことといたしました。よろしく願います。

今回の議会運営委員会において、議員定数の問題が議題として取り上げられ、定数26人の法定上限である現状について、何人が本町にとって相ふさわしい人数なのか、調査研究を行うことが必要であるとの総意に至りました。議長といたしまして、議長の諮問事項として、議会運営委員会において調査研究をしていただきますよう依頼いたしましたので、御報告をいたしておきます。

続いて、系統議長会関係について、3月定例会の諸般の報告でも若干触れました山口県町村議長会の存続問題について17年度中に結論を出したい、そのために協議を進めるとの報告をいたしておりましたが、私どもの町村議長会、そして山口県町村会及び山口県市長会の3団体がそれぞれに経費の削減及び運営の効率化を図りたいとの方針に基づき協議してまいりました結果、それぞれの団体はそのまま存続することとし、本年4月1日より事務局を統合し一本化運営を行うとの結論に至り、各3団体それぞれの臨時会において承認可決されました。

ついては、来年4月統合に向け諸準備を進めてまいります。なお、事務所については、現在の自治会館内としております。また、議長会主催による議員実施研修会が8月18日に山口市で開催される予定であります。この件については今定例会において議員派遣の御議決をいただくこ

ととしております。

次に、山口県離島振興町村議長会について、今年度の視察研修は県外への研修をとりやめ、県内として本町の浮島の漁業集落排水の整備状況と漁港整備について行政視察を行うこととなりました。浮島を研修地として選定いただきましたことに光栄に存じているところであります。しっかりとPRもさせていただこうと思っております。日程は、7月7日から8日を予定しております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月20日に開催され、本年度の合同研修会の日程について、7月22日に実施することになりました。全員の参加を切望するところであり、今定例会において議員派遣の件についてお諮りする予定としております。

続いて、山口県東部地区市町村で構成しております岩国基地沖合移設促進期成同盟会、岩国基地民間航空早期再開期成同盟会が5月25日に岩国市でおのこの開かれ、沖合移設関係では本年度230億円の事業予算が要望どおり確保されており、2008年の完成を目指し、引き続き、さらなる事業推進が図られるべく要望活動を展開していくことの事業計画の承認がされました。また、民間航空再開関係では、県東部地域の発展に向け民間団体と連携を図り、強力な事業活動を展開するとして運営方針を確認し、沖合移設完成後、直後の再開に向け、関係機関への要望を強化していくことを取り決めたところであります。

最後に、町人会関係につきまして、4月16日の東京大島町人会へは久保副議長さん、広田議員さんの2名が、また5月14日の東京橘会には武政議員さんに、それぞれ議会を代表して御出席をいただきました。合併後の町の最新情報をお届けいただくとともに、さらなる懇親を深められたことと存じます。大役御苦労さまでございました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 次に、日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第2回の周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案しております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本定例会に提案をしております案件は、報告1件、諮問2件、一般会計及び公営企業局企業会計の補正予算2件、条例の一部改正5件、動産の買い入れに関するもの1件であります。

報告第1号は、平成16年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成16年度の繰越明許費繰越計算書を調製し、報告をするものでございます。

諮問第1号は、来る平成17年9月30日に任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものであります。

諮問第2号も、1号と同じく、来る平成17年9月30日に任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成17年度周防大島町一般会計補正予算第1号であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,905万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ167億2,905万5,000円とするものであります。

議案第2号は、平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)であります。

既定の資本的収支予算にそれぞれ70億735万円を補正し、資本的収入では総額176億2,089万円、資本的支出では総額180億7,267万1,000円とするものであります。

議案第3号は、周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正についてであります。

農業委員会の選挙による委員の定数は30人と定めておりますが、このたび地域事情等を考慮し、農業委員会等に関する法律第10条の2の規定に基づき、2つの選挙区とそれぞれの選挙区における選挙すべき委員の定数を定めようとする条例の一部改正であります。

議案第4号は、周防大島町農村公園設置条例の一部改正についてであります。

このたび完成した西安下庄の橘グリーン・パーク内の施設追加と、町の施設として同公園を農村公園の一つに加える条例の一部改正であります。

議案第5号は、周防大島町グリーンステイながうら条例の一部改正についてであります。

グリーンステイながうらにあります潮風呂保養館の使用料について、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方について、新たに使用料を設定する条例の一部改正であります。

議案第6号は、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正についてであります。

片添ヶ浜温泉遊湯ランドの利用料金について、議案第5号と同様に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方について、新たに利用料金を設定する条例の一部改正であります。

議案第7号は、周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正についてであります。

陸奥記念館の観覧料について、公益上、特に必要と認めるときは減額または免除することができる条項を加え、別表の観覧料に精神障害者福祉手帳の交付を受けている方も新たに対象とする条例の一部改正であります。

議案第8号は、動産の買い入れについてであります。

消防団活動服及びアポロキャップの買い入れについて、指名競争入札の結果、宇部市の藤村ポンプ株式会社が落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものであります。

ここで諸般に係る行政報告を申し上げます。

去る6月11日の土曜日に、総務大臣代理、二井山口県知事、島田県議会議長を初め多くの方の御臨席を賜り、周防大島町誕生記念式を挙行いたしました。合併からおよそ8カ月を経過した時点での記念式でありましたが、周防大島町の町章、町花、町木の発表や、合併功労者総務大臣表彰、記念講演として大リーグイチロー選手の父親である鈴木宣之氏が、イチロー選手の子供時代、野球との出会い、大リーグへの挑戦など、父親として熱く語っていただき、誕生記念式に花を添えていただきました。

なお、当日発表した周防大島町の町章、町花、町木を印刷した書類をお手元にお配りしておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、私は、昨年11月に初代周防大島町長に就任をいたしました。今回初めての試みとして、大島総合支所を除く3つの総合支所において、3日間、地域の住民の方々の御意見等を直接お聞きする巡回町長室を開きました。

個人と10団体で延べ38人の方の訪問を受け、貴重な提言や御意見を賜り、それぞれの地域における課題や問題点が山積しているということに改めて認識をしたところでございます。

これらの状況を踏まえ、今後の町政推進にさらに邁進する所存でありますので、議員各位の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

次に、公営企業局の状況について報告いたします。

昨年9月に来襲した台風18号により、甚大な被害をこうむりました橘病院につきましては、現在、防潮板並びにシャッター等の新設工事を実施しており、7月末の完成を目指しております。

設計につきましては、日匠設計が230万円で、工事につきましては神田建設が1億1,480万円でそれぞれ落札をしております。

さざなみ苑増築工事につきましては、先般、設計の入札を行い、村田相互設計が345万円で落札をし、8月中旬の建築入札を目指して、現在、設計中でございます。

また、大島看護学校につきましては、16年度卒業生29名のうち93.1%が国家試験に合格するという高いレベルになり、就職率も86.2%でございます。なお、今年度は38名の第8回生が入学をいたしております。

最後に、旧4町にありました観光協会は、平成16年度の事業について地区ごとに実施完了後、本年3月末で解散に至り、4月1日以降、周防大島町観光協会として新たに観光諸事業を展開す

ることになりました。

事務所は久賀ふるさと館内に置き、協会職員1名が常勤をしており、郡内外からの観光に関する問い合わせを中心として、迅速かつ親切丁寧を信条に、誠心誠意対応を行っておられます。

近年、大島においては観光客の減少を初めとして、全般的に景気が落ち込んでいる状況であります。このような状況の中、郡外からの観光客を積極的に誘致する一つの方法として、新観光協会は、地魚料理の開発、ホームページの開設、果物マップの作成などを計画しており、これらの早期完成を目指しております。

議員各位におかれましては、協会運営につきまして何とぞ御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

なお、町が出資をしております財団法人等である山口県大島郡国際文化協会、周防大島町生涯学習振興財団、東和ふるさとセンター、有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、理事会または総会の資料をお手元にお配りしておりますので、御高覧のほどお願いいたします。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号平成16年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号平成16年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明申し上げます。

平成16年度各会計の繰越明許費に係ります歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

まず、一般会計では合計9億1,664万3,000円、簡易水道事業特別会計では5,506万円、下水道事業特別会計におきましては8,527万6,000円、農業集落排水事業特別会計におきましては2億3,951万5,000円をそれぞれ繰り越しました。

その事業及び財源等、詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでありますので、御高覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、御説明申し上げますが、平成17年9月30日をもって任期満了となります現委員の竹本諭氏は、人格識見とも高く、地域社会の実情に通じ、人権擁護につきましても深く理解をされていると認めます。私といたしましては、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、議会の御意見を賜りたいと存じます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、竹本諭さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、竹本諭さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第7．諮問第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 平成17年9月30日をもって任期満了となります現委員の沖広紀恵氏は、平成5年9月1日から人権擁護委員を4期12年間務められておりますが、昭和56年3月からは里親として県知事に登録され、現在、里親制度に取り組みられております。このように人権擁護についての理解もありますし、また社会事業家でもございます。人権識見とも高く、人権擁護委員として適任者であると考え、再度推薦をいたしたいと存じますので、議会の御同意をお願いするものでございます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖広紀恵さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、沖広紀恵さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第8．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、補正予算議案書1ページのとおり、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に6,905万5,000円を追加し、予算の総額を167億2,905万5,000円とするとともに、第2条におきまして、地方債の追加及び変更の補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書により歳入から御説明をいたします。

13ページをお開き願います。13款の国庫支出金につきましては、昨年の災害復旧に係ります国庫負担金の施越し分3,078万8,000円を計上いたしました。

14款の県支出金のうち、県補助金では、病虫害発生予察総合推進事業補助金等、それぞれの事業におきまして追加内示あるいは新規採択に伴う増額補正であります。県委託金につきましては、片添ヶ浜海浜公園管理につきまして、県との委託契約に基づく委託金の増額であります。

14ページでございますが、17款繰入金は、財政調整基金より1,680万9,000円を繰り入れての財源調整であります。

19款諸収入は、海洋センターPR事業実施に伴いますB&G財団からの助成金及び参加者の参加料の計上であります。

20款町債、災害復旧国庫負担金施越し分に対応いたしました災害復旧事業債の追加計上であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

15ページからでございます。2款の総務費、1項総務管理費では、5目財産管理費におきまして、下田駅の屋根、看板及び倉庫が老朽化し危険な状態のため、これらを解体することといたしました。また、9目地域振興費におきまして、地域づくり活動支援補助金120万円を新たに計上いたしました。町内の住民活動団体が組織する実行委員会に対しまして助成をするものでありまして、県から若者広域地域づくり推進事業補助金が同じ額、同額でございます、実行委員会に交付されまして、合わせて240万円の事業費で他に誇れる島づくりを推進するものであります。2項の徴税費では、地籍図の修正に係る委託料28万8,000円を計上いたしました。

16ページでございます。3款民生費で町老人クラブ連合会への補助金10万4,000円の計上と、蒲野保育所の冷凍冷蔵庫が故障し、修理不能なため、更新することといたしました。また、同保育所の調理室にスポットクーラーを設置いたしまして、安全な給食調理に資することといたしております。

4款衛生費では、大島火葬場の台車修繕経費18万8,000円の計上と、じんかい処理費の工事請負費224万2,000円の計上であります。久賀地区の不燃物処理場を閉鎖し、東和地区の不燃物処理場へ搬入することといたしましたので、これに伴う周辺整備に要する経費であります。

5款農林水産業費におきまして、1項農業費では、特産対策事業の病害虫発生予察総合推進事業、被害防止施設緊急整備事業の内示に伴う追加補正、団体営ため池等整備事業及び単県農山漁村整備事業の節の組み替え、里地棚田保全整備事業の旧橋町岡松地区の新規採択による追加計上であります。

19ページであります。3項水産業費では、水産振興対策事業におきまして、新規就業者へのニューフィッシャー確保育成事業補助金200万円を計上するとともに、単県農山漁村整備事業の追加内示見込みによりまして、たこつば設置に係る経費を追加いたしました。

次に、6款商工費では、竜崎温泉管理運営経費におきまして、温泉利用施設等整備事業に伴う仮設駐車場を増設する経費といたしまして131万4,000円を計上するとともに、片添ヶ浜海浜公園管理業務委託を県との契約に基づきまして93万8,000円追加いたしております。

20ページであります。7款の土木費は、道路橋梁維持管理経費に工事請負費として1,055万2,000円を追加いたしました。町道瀧の鼻明神線及び鳥越中尾線のいずれも単独防災工事に要するものであります。

9款教育費におきましては、社会教育総務費において、郡連合婦人会への補助金10万円を新規計上いたしまして、22ページの社会教育施設において、東和総合センターの雨漏り補修工事費を計上いたしました。また、5項保健体育費では、B&G財団からの助成を受けて、海洋センター艇庫のPR事業を行うこととし、その経費として32万1,000円を新規計上いたしました。

以上が議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。田中議員、22番。

議員(22番 田中隆太郎君) 22番、田中。15ページの総務費の地域振興費の地域づくり推進事業120万円というのを詳しく説明をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

地域づくり支援事業について詳しくということでございます。先ほど部長からも説明がございましたように、県と町で2分の1ずつの120万円の掛け2の240万円の事業でございます。これを今年度になりまして新たに組織されました島づくり実行委員会に助成するというところでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それでは、歳入1件、まず聞きたいと思います。まず、歳入についてですが、私も久しぶりに見たんですが、施越しの取り扱いというのが出ております。16年度災害について、實際上、予算がなかったから17年度に入ってきたというのが説明だというふうに聞いておりますが、実際的に旧大島町でもほとんど私も記憶にないぐらいなかったんですよ。といいますのが、あくまで単年度主義といいますか、通常国と地方の関係であっても、大体いわゆる年度を越えて起債確定とか、そういう時期がおくれた場合であっても専決処理する、当年度処理するというので、施越し取り扱いというのはほとんどなかったというふうに思います。どういう経緯からですね、経緯からなったのか、この施越しの取り扱いというのがですね。災害に当たる部分というふうには、これ書いてありますが、実際、例えば先ほど部長の方が繰越明許の報告をされましたよね。その部分のどれに当たるんだというのをあわせて報告を求めたいというふうに思います。これが歳入についてであります。

もう1件、歳入についてであります。今回、財調の取り崩しということであります。あわせて、補正後の財調残高について報告を求めたいというふうに思います。

次に、歳出について質疑を行いたいと思います。今、議員から地域振興費について質問がありました。実際的に詳しくというのが質問の趣旨だったですね、もうちょっと詳しく。例えば、実際的にその団体は、新しくできた団体は、例えば今年度事業は具体的にこういうことを計画しちよると、こういう計画の中でいわゆる県と町がこういう事業に対してこう補助するんだというのがなければ、実際的には、それじゃ補助団体、町が認めたら、どれもこれも出すんかと、実際的などういう運営状況になるのか。また、3月の議会でしたか、いわゆる地域づくり云々ということで、事前宣伝じゃありませんが、何かシンポジウムをやるとかいう話がありましたが、その辺含めて多分予算計上されたのではなかというふうに思いますので、もっと詳しく丁寧な答弁を求めたいというふうに思います。

次に、17ページの中で、先ほどじんかい処理費でいわゆる久賀地域を廃止して、旧東和地域に持っていくための環境整備費という報告がありました。実際的に環境整備費なのか、これを投入することによって、いわゆる残量、残量が広がるのか、その辺のところはどういう考え方に立

っておるのか、聞いておきたいと。いわゆる今回224万2,000円、これを投入して久賀から旧東和地区に持っていくということだろうと思うんですがね、具体的にちょっと聞き直したいというふうに思います。

次に、農業振興費について質問します。これについても、新たな増が予定されたための補正予算という説明がありましたが、具体的に共同防除、またネットそのほか、いろいろ事業が分かれておると思うんですよ。具体的な事業内容、あわせて实际的に報告を求めておきたいというふうに思います。また、農家数もあわせて報告を求めたいというふうに思います。

次に、農地関係では新たに採択された関係、里地棚田関係、岡松地区についてもそれぞれ新しく採択されたということだろうと思いますが、大体何メートルぐらいでやろうとするのか。また、实际的には単年度で終わる内容なのか、どうなのか。例えば油良について、どういう状況でやっていこうとするのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、19ページ、ちょっと横文字でわかりにくい内容ということになっておりますが、ニューフィッシャー確保のための予算計上。これ聞くところによりますと、漁協が事業主体で、一定の補助をして、新たな漁業従事者に向けていわゆる支出する金ということなんですが、具体的な事業について聞いておると思いますので、報告を求めておきたいというふうに思います。

あわせて、原材料についてはたこつぼという報告がありました。私たちも議運の中で若干聞いてみたんですが、議運の委員の中では、これは全町が対象ではなかろうかということが言われましたけど、实际的に担当の方に聞くと、久賀、東和、橘、旧ですね、ということであるそうです。实际的には申請時点では、それぞれが出されておったかもわかりませんが、合併後の町としては、实际的には旧4町、みんな同列にある程度使える。特に今回のように、増額の部分が出たなら实际的には使えても、補助目的からしたら外れんのんじゃないかと。いわゆるたこつぼに対する支出であれば、別に触れんのんじゃないかというふうに思いますが、その点再度聞いておきたいというふうに思います。

次に、19ページから20ページにかけて、竜崎温泉のいわゆる新たな工事に伴う新たないわゆる駐車場整備の代金が128万1,000円入っております。これについて、やっぱり實際上、私が前も危惧しておるのは、形状変更して、实际的には町が新たにそこを借地契約、工事が済んだ後も借地契約する流れになるんじゃないかという危惧をしておりました。实际的に町当局はどういうふうに考えているのか、報告を求めたいし、また16年度予算で实际的には計上した分で不足ということで、今回新たにその近隣地を工事されるというふうに思っておりますが、前回と今回と、それぞれ何台確保して、實際上、橘町の潮風の湯のためにやるのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、歳入で施越しの件について、その施越しになった経緯ということでございますけれども、これにつきましては、昨年の台風災害に係わる部分でございますけれども、一応財政担当としてはできるだけ当年度の補助金で対応してほしいということであったわけですが、県等を通じての協議の中で、国からの補助金が補助施越しということになったということでございますけれども、その経緯ということは、そこらあたりのことについて私どもがどうこうという立場にないんですけど、ただ財政的に施越しと過年債でやるのはどちらがいいかというような判断もありました。今回施越しという措置をとらせていただいたということも若干でございます。

それがどこの箇所に当たるかということでございますけれども、まず農林につきましては、新規地区、海岸等でございますけれども、それが須ノ浦等5件でございます。それから、公共土木につきましては瀧の鼻明神線、それから水産については安下庄の岩浜地区の漁港になっております。

それから、財政調整基金の残高ということでございますけれども、今回の補正を踏まえまして、残高が4億9,487万1,000円になっております。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 地域づくり活動支援補助金についてお答えいたします。

この補助金は、先ほど言いましたように、島づくり実行委員会、正式には周防大島の島づくり実行委員会というところに助成をいたすものでございます。どういう団体かということでございますが、ちょっと申し上げます。漁協、観光協会、各町商工会、農協、周防大島海業研究会、周防大島郷土大学、周防大島自然と釣りのネットワーク、これはNPOでございます、周防大島ブロードバンド化推進チーム、周防大島ふるさとづくりのんたの会、同じくNPOの周防大島自然体感クラブ、そのほか中国新聞社、山口放送、10数団体から構成される実行委員会でございます。

どのような事業をやるのかという御質問でございますが、今年度に入りまして、町内にはそういう地域づくり活動を実践しているたくさんの自主団体がございまして、そういう地域づくりの機運が高まりまして、そういう実行委員会が組織されたわけですが、まず、この実行委員会の大きな事業といたしましては、先ほどありましたようにシンポジウム、海づくりシンポジウムということでございます。この実行委員会を形成しております自主団体、それぞれ、いろんな町内で活動を実践しております。それらの中で個々にやっておりました事業をこの実行委員会という組織の中で事業のネットワーク化、事業のネットワーク化と申しますと、個々にやっていた事業をお互いの団体が協力支援していくということがネットワーク化ということでございますが、そういう中でそれぞれの自主団体の事業もやっというふうでございます。

その自主団体の事業はどういうものがあるかといいますと、主なものは例えば海底調査清掃事

業、あるいはスローフード事業、アオリイカの産卵床試験事業、あるいは研究発表会、講義開催、あるいはイベントのインターネット中継事業、そういうもろもろのものを各自主団体がやっております、それを実行委員会として事業のネットワーク化を図ると、そういうもろもろの事業に対して町と県が240万円を助成するというところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 17ページの最終処分場の整備工事についての御質問でございますが、このことにつきましては、東和地区の最終処分場につきまして、関係するところの水路の補修工事、及びある一定勾配を設けましての約5メートルの土坡を築くと申しますが、当然不燃物を入れるためには土坡を築きながら、その状況に応じて入れていくというのが今の方法でございます。そのことございまして、あとこの工事によって残量がふえるのかということでございますが、現在、東和地区の最終処分場でございますが、この地域の残量予定でございますが、約2,000立米が予定されております。しかしながら、これはあくまでも、今申し上げました、一定勾配を設けての土坡を築きながらやったとしての残量でございます。したがって、この工事によってふえるということではなくして、当初から予定しておりましたところの数量を確保するための工事と御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 大きく分けて5点ほど質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、17ページの農業振興費でございますが、病虫害発生予察総合推進事業と、被害防止施設緊急整備事業の具体的な内容と農家数ということでございます。病虫害につきましては、ミカンの木の伐採ということで今回増加がありまして、伐採面積が10ヘクタールから15ヘクタールに増加しております。被害防止につきましては、これは防鳥ネット、タヌキ電気さくになりますが、これにつきましては、防鳥ネットが増加いたしまして、1万3,000平米の15農家、タヌキの電気さくでございますが、5,000平米の15農家となっております。

次に、18ページの里地棚田保全整備事業についてでございます。工事内容、それと単年度か、複数年度かということでございますが、これにつきましては、増加によりまして、油良の岡松水路、延長が140メートルでございますが、これが追加されました。単年度施工でございます。

続きまして、19ページのニューフィッシャー確保育成推進事業補助金でございますが、これにつきましては、事業主体が漁協でございまして、東和町漁協でございます。これは事業内容といたしましては、経営初期の負担軽減のために漁協が実施するリース事業に対する補助でございます。具体的には中古船の購入でございます。

続きまして、同じく19ページの単県農山漁村整備事業でございますが、たこつぼでございます。これにつきましては、当初3,000個ございましたが、追加で4,000個になっております。16年度要望は、久賀と東和の漁協の方から要望が出ておりますが、これにつきましては増加で確保されたということでございまして、対象といたしましては全地区を考えております。

それと、20ページ、仮駐車場でございますが、形状の変更と何台確保しているかという御質問だったと思います。形状の変更につきましては、これは農地転用が必要になります。この農地転用の手続となりますのは、町が事業主体の場合には転用許可は必要ないということで、この場合は事業主体が町でございますので、手続が必要ないということになります。それと、駐車場の確保ですが、温泉プールの建設に際しまして、工事車両、それと重機等の駐車場を確保するというので、現在ある駐車場のところに約20台分、これが必要であるというふうに当初想定しておりました。しかし、実際には安全性の確保とか、重機が大型化した、そういう問題等々から、約40台分が必要であるということから、さらに今回20台分の駐車場を確保するものです。それと、前回20台分を確保しておりますので、仮駐車場は40台分となります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点は、さっき企画課長の方から答弁された地域づくり推進事業ということで再質問したいと思います。

これも3月時点でいろいろ言われて、実際的にはそういう団体ができたと。しかし、今いろいろ言われたが、実際的にはどのぐらいの経費がかかるから、それに対してどのぐらいの予算というのが一定の補助金の考え方じゃないかというふうに私は考えております。例えば、各種団体がそろって一つの実行委員会をつくり、それに町が補助するという場合であっても、実際的にはその団体がその年度、具体的にどういう事業にこれだけかかります、どういう事業にこれだけかかりますという格好の中で、その中身を見て、それで事業費がこの程度と。だったら、県の補助体制をいわゆる補助事業を利用して県と町で2分の1ずつ補助しましょうと、これが私は本来の補助金の考え方というふうに私は思っております。

それから考えると、先ほども言われましたが、例えばこういうこともやります、こういうこともやりますというのでは、実際そのことがいわゆる補助対象の事業としてそれに全額、全額とは限りませんが、それぞれがやっぱりやるのにですね、さっき言われた、どの程度費用負担がかかるからどの程度の補助金を支出しますという根拠をもっと、私は議会ですから具体的に答弁を求めておきたいと。これが地域づくり推進事業についての質問の趣旨なんです。実際的に当初からそんなに精査してないと言うんなら、精査してないでも助役さんの方でいいです。

じゃ、実際的にやっぱり今回補正をつけるに当たって、やっぱりそれなりに議論されたと、執

行部内で議論されたというふうに考えておりますので、その辺をやっぱりもうちょっとですね、今年度特に各種団体の補助に対してはかなり、3月議会で議論したようにね、かなり厳しゅうなっちゃうんですよ、実際的には。ですから、その辺を含めながら、もうちょっと親切な、言葉で言えば親切な答弁を求めたいというふうに思います。よろしくしくお願いしたいと思います。

次に、もう1点は、岡村部長が答弁された中で、必要性が発生すると、16年度予算では不足して、新たに实际的に確保しなければいけないというのが答弁でした。实际的に私はあれだけの大きなものをつくって、それで实际的に工事着手の段階で既にどのぐらい必要というのはある程度わかるんじゃないかというのが1点なんですよ。

それとあわせて、例えば駐車場の確保と言えは聞こえがいいんですが、本来なら、いわゆる荷物の置き場の確保についてはね、私は企業努力の中に求めるべきだと。いわゆる企業として請負業者がおられますよね、それが確保して、町がわざわざ近隣のところを形状変更して、手続は要らんかもわかりません、实际的に私は町が対応するんじゃないし、企業がいわゆる入札されて参加業者がおられますよね、それが手を出してやるべき内容じゃと。いかにも町民の利便確保と言うたら名前はええですが、中身としては業者対応すべき内容に入るんじゃないかというふうに思いますが、助役の方、答弁できればぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それと、もう1点は、先ほど、これは確認ですが、たこつぼについては申請の段階では久賀、東和が行ったが、実際的には全町的対応ということで確認しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 地域づくり活動支援補助金のことでお答えいたします。

各事業、どのぐらいの経費がかかってこういう補助金をされるのかという御質問でございます。240万円という経費でございますが、実際に先ほど言いましたようないわゆる自主団体の事業、これを言いますと、かなりの額に上がります。ただ、今回実行委員会として連携してやりたいというものを上げていただいておりますので、その範囲内で説明させていただきます。実際にはもっと経費はかかっているということをお願いします。

240万円についての内訳ということでございますが、海づくりシンポジウム経費で85万円。各種事業、先ほど言いました交互でやっている事業についてネットワーク化してやろうというもので、実行委員会として上がってきておりますのが、海底調査及び清掃作業、これはダイバーによる海底状況調査、ごみの撤去でございますが、これが20万円、水産物の生息環境保全調査、アオリイカの産卵床の試験事業も兼ねておりますが、これは間伐材の再利用ということでございますが、これに15万円、海業研究会につきましているんな研究事業をやっております、これについて10万円、郷土学習あるいは研究発表会で15万円、ネットワーク構築事業、これはワー

クショップあるいはセミナー開催で10万円、スローフード事業、これで10万円、インターネット中継事業で45万円、合わせて125万円でございます。30万円が実行委員会の運営経費ということで、計240万円ということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 仮駐車場につきましては業者対応でしたらどうかということなのですが、当初の温泉プールの契約時点で協定でその辺をうたっておりませんでしたので、利用者のためには所管であります商工観光課の方で仮駐車場を確保しておりますが、例えば業者で確保させますと、道を挟んで重機を置くということになりますと、安全性の問題とかるございますので、今の形状が一番安全性的には一番いいのではないかとということで、仮駐車場を確保しております、温泉利用者のための仮駐車場を確保しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私たち議員は補正しかわからんわけですね、実際的に。じゃけ、実際的に島づくりシンポジウムのいわゆる会として、具体的に例えばどういうあれをするのかも実際わからないし、どの団体の代表の方が、仮に実行委員長がおるならどの団体……、実行委員長が仮におられるならですね、実行委員会ですから実行委員長がおられるんなら、各種団体の中で実際的に長を選んでいるのかどうかもわかりません。先ほどいろんな各種団体ずっと言われましたよね。それで、その中でその代表的な長が……、いわゆる実行委員会の中に長がおられるのかどうかもわかりません。いわゆる会計の繰り出し先が実際的な島づくり実行委員会で、その担当がどなたかもわかりません。わかる範囲で島づくり実行委員会はだれが責任を持って、どこが責任をもって会計を預かり、どういう格好になっておるのかもわかりません。

ですから、中身としては、こういう言い方はうがった見方になるかもわかりませんが、各種団体が集まった場合に非常にあいまいさが出てくる可能性もあるんじゃないか。そういう場合に、財政は、この補助金は実行委員会の通帳に行くちゅう本来の姿なのか、だれがそれを仕分けしてやるのかが非常に不明確なんですよ。その辺が、わかる範囲でいいですので、再答弁を求めたいというふうに思います。これは補助金についてです、島づくり実行委員会の補助金についてです。

もう1点が、言うなれば安全性を盾に実際的には今の方法ということだそうですが、これは私は見解を異にしておりますので。実際的には私は、確かに安全性から言われてこうと言われるかもわかりませんが、7億円の、そしておまけにそれが完成したら11万人余り、年間、いわゆる予定されていると。そうすると、結果としてはそういうふうに町が形状変更されたところを、実際的にはあの工事が終わったときもいわゆる契約という流れになったら、それこそ私はおかしくなるというふうに考えております。その点では、工事が終わった時点で契約は終了と、あくま

で終了という考え方でいいのかどうなのか、再度念押しをしておきたいというふうに思います。

それともう1点、今のシンポジウムの件で聞いておきたいんですが、シンポジウム、これが大きなメニューの一つなんですが、実際的に私も3月に既に全協の中で指摘したと思うんですが、いわゆる新たな海底公園の、早う言うたらいわゆる先導役になったら私は非常に新たな負担がふえていくんじゃないかという危惧をしておるということは既に言うちよると思うんですが。実際的に二、三年前ごろから海底公園という話がちらほらと出ております。それは一切関係ないということととらえておるのが、どうなのか、再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 地域づくり支援事業でお答えいたします。

まず、実行委員会、どういう組織といいますか、どういう方がということですが、まず周防大島の島づくり実行委員会の会長は柳居県議さんでございます。各団体とも、経済団体はもちろんですが、各種団体、各種自主団体、代表者がおられます。運営については、この各団体の方が何名か出られて、役員をつくっておられるということでございます。事務局はというお話でございますが、この自主団体の一つの事務局がこの実行委員会の事務局をやっているということでございます。ですから、会計についてちょっと御質問がございましたが、実行委員会に助成するわけですから、そちらの方の帳簿というか、そういうところへ入って実行委員会のいろんな運営をするということでございます。

それと、海底公園については、私は承知しておりません。

以上でございます。

産業建設部長（岡村 春雄君） 仮駐車場の件でございますが、この対象につきましては、今回を入れまして3カ所の2人の対象者になります。これにつきましては、温泉プールの工事が完了いたしましたら、この仮駐車場は現在クラッシュランを敷いておりますが、このクラッシュランを取り除いて、もとの形状に直すということで、農地転用の関連からも、そういうことで契約を打ち切ることにしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 17ページの清掃費のところですが、先ほどからも質問が出てましたが、不燃物処理場整備ですが、これ確認ですけれども、久賀地区については閉鎖ということですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 前の久賀地域の最終処分場でございますが、これにつきましては平成16年度をもって閉鎖ということで、久賀地域のものは、先ほど申し上げました、東和地

区の最終処分場へ搬入するという計画でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、今後はあそこの跡地利用はどのようにされるのか。

それと、あそこは国道に面してまして、フェンスを張りめぐらしておるわけですが、実際問題、今フェンスが斜めに倒れかけています。そういう整備を含めてきちんとするのか。

閉鎖ということは、もちろんかぎかけて中に入られんようになるわけでしょうから、もう一切本当に使わせないのか、行政も使わないのかということと、それからあそこは以前旧久賀町の場合は水質検査をずっと年に1回やっておりましたが、この水質検査については今後どうするのか、やるのか、やらないのか、その3点もう一度お願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの3点の御質問でございますが、まず久賀地域の今の最終処分場についての今後の利用計画、これについてはまだ明確に定めているわけではございません。当然のことながら、最終処分場につきましては、計画が終わりました時点で、覆土を通して整地し、行わなければいけないのがルールになっております。したがって、その上でどのような利用計画と申しますか、そういったことについては検討したいと考えております。

また、今の久賀地域の最終処分場では使えなくなった経緯と申しますか、これにつきましては、完全なる水質検査ができない状況でございます。もう1点は、あの地域は要するに安定型の処分場でございますが、処分場全体にシートが張りめぐらされておりません。そういった観点から、県当局の御指導、関係部局の御指導によりこの地域は要するに環境問題で安全性を保つことが不可能ではないかということで、平成17年度より閉鎖したという経緯でございます。（発言する者あり）失礼、16年度をもって閉鎖したという経過でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今の水質検査ですけれども、今きちんとした結果が出てないということは、今まで水質検査をやった結果、悪かったということですか。旧久賀町のときはそういう報告は受けてませんけれども。今後も……、だから悪かったということは今後やってもしょうがないということでしょうか。その辺もう1回はっきりどうですかね。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 水質検査の結果が悪かったということじゃなくて、正常な水質検査ができる状態にない現在状況にあるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 先ほどの地域づくり推進事業でございますけど、島づくり実行委員会に補助を出すということですけど、実行委員会の中に幾らもあるという中の一つの部門に

だけ、これ240万円渡すんですかね。海関係のやつだけに240万円使ううちゅうことですかね。
議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えします。

海づくりシンポジウムに240万円を使うのかという御質問だと思いますが、先ほど御説明しましたように、それも一部でございまして、先ほど説明いたしました自主団体、いろんな事業をやっております。その中で、実行委員会全体としてやるのがふさわしいという事業について、いわゆる事業のネットワーク化を図ると、そういうものについても補助するということとございます。その各種事業については、先ほど言いましたように125万円ということで、この240万円でシンポジウムだけをやるというものではございません。全体的なものでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 平成17年度周防大島町一般会計補正予算（1号）について、反対の立場から討論をいたしたいと思います。

今回、大きな柱がですね、入りも珍しい入りであります。実際的には歳出の方で基本的には問題があるというふうに考えております。今回、一番いろんな議論の点で明らかになったのが、やはり竜崎温泉をどのように位置づけるか、またその工事についてどこが負担すべきかという点であります。質疑の中では、将来的には打ち切るんだということが答弁でありました。しかし、私は少なくとも今の一般財源、16年度と17年度を合わせると250万円余りになります、実際的には今、住民のいろんな要求が総合窓口を通じて寄せられているというふうに思いますが、実際的には全体事業の3割しか見ないとか、原材料対応とかいう状況です。そういう中では、私はやっぱり住民密着部分から見たら、私は今回の支出はいわゆる大盤振る舞いに当たるというふうに私は認識しております。実際的には性質的にもそうであります。

もう1点は、実際的に今議論しましたが、島づくりについてであります。地域づくり、失礼しました、地域づくり活動支援補助についてであります。質疑の中で幾分中身的にはわかってきたわけですが、実際的には私は補助金についてはかなり新たな周防大島町になって精査された部分ではないかというふうに見ております。といいますのが、それぞれ旧来の各種団体に対しては、御承知のように一律ではありませんが、1割5分から2割何割ぐらいまで、大小さまざまあります。そういう中で、今回新たな地域づくり支援補助として出される団体が各種団体、個人も入っているのかどうか、質疑の中で十分ではありませんけど、実際的には各種団体が集まっている

いる事業をやっていくと。それで、一番ふさわしい、いや、一番という言葉は別ですが、実際事業内容としてふさわしい部分について一定の補助をしていくということですが、私は補助金支出の場合はもっと明確にすべきだと。実際的にはこういう事業にこうだという格好で、例えば事務費的な取り扱いで30万円という、事務費的と、会議費といいますか、それが30万円という先ほど答弁がありました、これも私は問題があるというふうに考えております。

もう1点は、今回新たに採択された里地棚田、またいろんな単県でやる部分があります。そうした中で、私は県が採択するのを基準にそれぞれ、県や国が採択するのを基準に予算化できるという格好なら、私はその力の入れ方によってかなり合併後の新しいいわゆるまちづくりの中では段差が出てくる可能性があるんじゃないかと。それはやっぱり今後ともかなり注意を払う必要があるのではないかという点を指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。11時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

日程第9．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第2号平成17年度（発言する者あり）魚谷議員はちょっと中座ということでございます。平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第2号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

お手元の平成17年度周防大島町補正予算書の9ページの平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)をお開きいただきたいと思います。

この予算は、平成17年5月9日に国債の売買を行ったため、補正するものであります。第1条は総則であります。第2条は資本的収入及び支出について補正するものです。これは、先ほど御説明申し上げましたとおり、国債の運用を予定し、補正するもので、収入では東和病院に70億735万円増額補正し、169億1,869万円、収入合計を176億2,089万円とするものであります。支出では、東和病院に70億735万円増額補正し、171億5,768万1,000円、支出合計を180億7,267万1,000円とするものであります。

附属資料といたしましては、この予算書の最後にあります平成17年度周防大島町公営企業局企業会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)の25ページに予算実施計画を、26ページに資金計画を添付してございます。

以上で、議案第2号の平成17年度周防大島町公営企業会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今回70億円の補正ということになっておりますが、実際的には国債を売って買ってちゅう流れの中で、実際私たちはちょっとわかりにくいんですが、いわゆる国債として保管しておるベース金額ですね、これは一体幾らぐらいあるのかわかりますか。実際的にベースとしてどのぐらいあるというのがわかれば、ちょっと報告を求めたいというふうに思います。

それと、今回、買って売る形態で、いわゆる補正額が膨らんでおるというふうに思いますが、実際的にそのベースの額が実際的にどのぐらいのいわゆる国債の運用で1年間に利息等がこの補正で見込まれるのか。

それともう1点は、今、国債というのがかなりいわゆる不安定化して、暴落の危機というのが通説化してきちよる時代に入ってきてます。1千兆円の時代ということですね。実際的にもう一方では政府が保証するものだからという議論もあります。しかし、その対応は一定程度、理論的にはしちよかんにやいけんのじゃないかというふうに考えますが、実際的にどういうふうに認識されておるのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長(河村 常和君) お答えいたします。

ベースとしての国債は当組合は約98億円持っております。その98億円のうち90億円を本年度売り買いが可能なように3月議会で90億円の提案をしておりますが、このたび第263回

10年利付き国債20年の72回と、20年の67回の国債66億2,500万円分を売り、2億2,663万8,750円の利益を確保しました。今年度の利息収入としては、3月議会に提出したのが約1億8,000円程度と思いますが、これを少し上回った利息収入を今の時点では確保しているということでございます。

なお、今後の国債の保証についてという問題でございますけれど、国の発行している額面割れのない100円で最後に換金できる国債ということで、当公営企業局はこれの利息による運用、それからこれの保有ということで今後も考えていきたいと思っております。

なお、短期及び長期の利息変動に対応するために、このような売り買いを年のうちに何回かやるような状況に陥っていると御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10・議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第3号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第3号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第10条の2第項及び第3項の規定に基づき、当該委員会の区域を2つの選挙区を設けて選挙しようとするものであります。農業委員会は本町の全域を区域といたしますが、昨年10月に大島郡4町が合併したことに伴いまして、地方行政の整備充実等の観点から、区域が広域となった事情等がかんがみまして、委員と選挙人であります農民と

の関係が疎遠となり、また委員の選出が一部の地域に偏在するおそれもあり、事情によっては地域農業者の意見を正確に、かつ公平に反映させるという法の趣旨に反する場合も出てくるおれがありますので、選挙区制を導入しようとするものであります。

このたびの改正は、題名を「周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設置に関する条例」に改めまして、第1選挙区を旧大島町及び旧久賀町とし、第2選挙区を旧東和町及び旧橘町の区域として、2つの選挙区を設置し、第1、第2選挙区とも選挙区の定数をそれぞれ15人にしようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、次回の周防大島町農業委員会一般選挙から適用しようとするものでございます。

以上、補足説明申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 添付の方に検討資料ということで配布されております。実際的に本来の姿としては選挙区を設置していわゆる選挙を行うという点は、選挙の趣旨からすれば、かなり私は問題があるという立場をとっております。しかし、いわゆる農業委員というその地域性、例えば知った人を選出するという例外規定が生きとるといふ部分で、1点だけということなんです。実際的に選挙をして、それが克服できるかどうかちゅうのはですね、その区分だけでは非常に、それが早う言うたら、きちっとなるというものでもないというふうに考えております。その辺について、ニュアンス的にはどうなっているのか。これが一時的なものなのかどうなのかも含めて、実際的には議論がなされた。これは例の法定協の中で議論された中身も入るといふふうに考えておりますがね。実際的にはどういうふうな認識になるのか。本当に弊害が駆除できるといふふうな認識になっておるのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 合併協議会の際の協定も含めて、多少説明させていただきたいと思っております。

農業委員会の定数及び任期の取り扱いについてということで、合併協議会の中での協定項目の一つにございました。その中で、任期とか定数、これらにつきましては、既に御承知のことだろうと思っておりますが、あわせて選挙区の設定並びに各選挙区の委員の定数については、新町において調整するというので、15年の1月、4月、5月、6月と、4回に分けて協議した段階で、最終的にこういった形の取り扱い項目の協定になったということでございます。

つきまして、10月1日以降、いわゆる在任特例ということで、今年の7月の19日が農業委

員さんの任期ということになっておりますが、それぞれ毎月1回程度の農業委員会の総会がございます。その中で7月19日の任期を迎えての、いわゆる農業委員会の選挙区の設定あるいは各選挙区の委員の定数について、農業委員会の総会の中で協議をされたようでございます。きょうお手元に検討資料ということでお配りしておりますが、これは農業委員会の総会においての資料ということで御理解いただきたいと思います。

ですから、農業委員会等に関する法律の中の第10条の中で、基本的には1委員1選挙区という原則ではございますが、10条の2の第2項におきまして、2つ以上の選挙区を設けることができるということもございます。このことにつきまして、選挙管理委員会にも諮りました。当然町長にも農業委員会の会長の方から農業委員会の総会において2つの選挙区を設けていきたいんだという申し入れもございました。町長も選挙管理委員会も、農業委員会の委員さんの総意を認めようということで、今回条例等を改正していこうという提案でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第4号周防大島町農村公園設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第4号周防大島町農村公園設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

橘庁舎の沖の埋立地に農村公園の一つとして建設いたしておりましたグリーン・パークがこのたび完成し、この用地内に管理棟とゲートボール場を整備いたしましたので、施設として加え、条例を整備しようとするものでございます。議員各位には、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決

をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回改めて完成後の条例設置ということなんですが、私たちは実際に規模等を把握してないわけなんですよ。例えば、今回条例に追加する、あそこの旧橋地域庁舎裏の庁舎海側の位置というふうに考えておりますが、それが一体どのぐらいの面積があって、実際的にはどのぐらいかけて落成したというのも実際わからないわけです。それで、14、15、16ですか、ごろ着手、台風があって延びたんじゃないかというふうに私は考えておりますが、実際的にはそういう流れじゃなかったかというふうに思います。改めて実際管理棟やらゲートボール場やら、面積等、全体面積やらを含めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） この条例にあります、この事業によります面積でございますが、全体面積といたしましては農村公園全体で1万2,303平米でございます。この中に多目的広場とか、老人と子供の広場、それとゲートボール場、管理棟等が入っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私もまだ周防大島町全体がわからんので質問しますが、今回こうした条例を追加すると、実際的には周防大島町全体からすれば、こういう場合は大体補助体系で農村公園という名前になるのか、児童公園という名前になるのか、いろいろあると思いますが、事業メニューでこの農村公園という名前がついちよるんじゃないかと思いますが、実際的には周防大島町全体で見ると、今これだけですか。実際的にはもっとあるのかどうなのか、今から追加していいのか、現状把握は、ちょっと報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） お答えいたします。

昨年9月末で4町の条例を整理し、10月1日に条例を専決処分したわけでございますが、旧町におきまして農村公園という名称、既に条例化されておる名称ですね、の公園としてはその新旧対照表のところの現行にありますように、既に3つほど農村公園というものがございました。それで、今回グリーンパークができましたが、これがちょうどこの条例に合致する施設であるということから、この条例の中に加えるということでございます。

それで、まだほかにも公園はあるのではないかという御指摘でございましたが、当然あると思いますが、ただ農村公園としての条例化されておるのはこれだったということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号周防大島町農村公園設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第5号

日程第13．議案第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第5号周防大島町グリーンスティながうら条例の一部改正についてから、日程第13、議案第6号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） まずもちまして、先ほど、けさ方、議案第6号、第7号の議案書の差しかえをお願いいたしました。お手を煩わせまして、まことに申しわけありません。

それでは、議案第5号周防大島町グリーンスティながうら条例及び議案第6号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正につきまして、補足説明を行います。

グリーンスティながうら及び片添ヶ浜温泉遊湯ランドは、ともに浴場施設を有しておりまして、このたび使用料金のサービス面を統一するため、新たに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の入浴料金を新たに設定しようとするものでございます。大人の場合500円が400円に、4歳以上小学生以下の場合は300円が200円にと、それぞれ一段階安い使用料となっております。何とぞ慎重な審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第5号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） サウナの利用者にはタオル料として、バスタオル料として100円を徴収するとありますが、これは考え方ですけども、サウナを利用するのに100円を徴収するというふうに考えるのかどうかということと、それと回数券についてはいわゆる健常者にしか回数券がありませんが、いわゆる身障者の方にも回数券並びに会員券というのも考えてい

くべきだと思いますが、その辺の考え方を答弁願います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 2点ほどございましたが、まず1の備考のところのサウナ利用者はバスタオル貸し料として別に100円を徴収する、これはサウナの利用者には100円を徴収するというので御理解をお願いします。これにつきましては、行く行くは随意で検討できるように今から指定管理者制度の導入を踏まえて検討していきたいと思っております。

それと、回数券につきましては、この各浴場施設でございますが、これにつきましても、指定管理者制度の導入を踏まえたもので、今検討しておりますので、議員御指摘のことも踏まえたもので検討させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。よろしくをお願いします。

それで、サウナのことですけれども、実際問題として、実際にはサウナを利用するかどうかというのはふろに入ってみると、わからんわけですよ。いわゆる自己申告なわけですよ、サウナを私は使用しますよ、使用しないというのは。実際には、あそこ、番台といいますか、管理者はサウナを利用したか、しないかというのは出てきたときにはわからんわけですよ。例えば、自分がマイタオルを持って入られて、それでも済むわけですよ、要は。済まそうと思えばですよ、悪い考えをすると。そしたら、100円を徴収できないわけじゃないですか、実際にはサウナを利用したのに。そういう場合も、やっぱりトラブルのもとになるんじゃないかと思うんですが、現場ではどのような対応をしていくつもりですか、これについては。あくまで自己申告でサウナを利用するという人だけにはタオル料として100円取ろうとするのか。そしたら、例えばそういう人でも、私はバスタオルを持ってきてますという方には、じゃ100円はいただかないのか。その辺も含めて現場で少しトラブルが出やしないかなと考えますので、少し考え方を述べてください。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 条例上はサウナ利用者の方には100円徴収いたしますけど、実際、実態といたしましては現場で、議員さん仰せのとおりの実態があるやに聞いております。その辺を踏まえたもので、今、随意にする方がいいのか検討しておりますので、近々その辺は改正できるようにしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと補足的に申し上げます。

今の11ページを見ていただきたいんですが、今回サウナのことにつきましては全く条例改正には及んでいないわけです。ただ、今この中身がどうなのか、実態に合ってるのかということで

御質問があったと思いますので、サウナ利用者はバスタオル貸し料として100円を徴収するものとなっておるわけですね。だから、サウナ利用者は100円を徴収するんじゃなくて、サウナ利用者で、なおかつバスタオルを借った者が100円を徴収するということでございますから、だから実態的にはサウナに入るか、入らんか、（発言する者あり）これはだから旧町で制定された条例をそのまま生かしておるままです。だから、実態的にはサウナに入り、なおかつバスタオルを借りた者について100円を徴収するという解釈で実態は行われているというふうに思ってます。

だから、私たちも今回これを一緒に改正するべきかどうかということは検討いたしましたが、いずれまた、3つ温泉施設がありますので、浴場施設がありますので、これらと一緒に統一的なものにしたらということで、今回はここには従前どおりの状態で、条例改正は行ってないという状況です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 3回目。

今の答弁はあくまでもグリーンスティながうらのことですが、この遊湯ランドの方も今回変わるとるわけですから、もう一度聞くんですが、あくまでも現場ではお客さんの自己申告によって対応するというふうに理解してよろしいですか。というのは、ですから私はふろに入ってみると、サウナを利用するか、しないか、わからない。だから、バスタオルを貸してくれと言わないお客さんには100円はいただかないというように、たとえサウナを利用してもですよ、実際には中に入ってサウナを利用しても、それについては、あなたはサウナを利用したじゃないですかということはしないというように、あくまでも自己申告というように理解していいですか。いや、そうしかんと、やっぱりトラブルのもとになると思うんです。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 済みません、次に15ページを見ていただきたいんですが、15ページも同じように、サウナ利用者はバスタオル貸し料として別に100円を徴収するとなっているわけです。だから、この片添ヶ浜の方もそうですし、グリーンスティながうらの方もそうなんですね。だから、それはいずれもサウナを利用し、なおかつバスタオルを借りたときが100円というふうなことでございます。だから、今、実態はそういうふうに行っていると思います。だから、サウナを利用したからですね、サウナを利用したから100円取るというふうなことは実態的には行ってないと。バスタオルを借りた料金が100円だというふうにも実態はなっていると思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど部長が答弁したことを助役が一蹴されたので、実際的に

質疑者の方は困るということなのですが。結局はいわゆる番台、番台といいますか、タオルを借りた時点でタオル料として、サウナは関係なしで、いわゆるタオル料を払うと、バスタオル料を払うというだけのことということで統一見解でよろしいか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 浜戸議員さんの仰せのとおり理解でよろしいと思いますので。

議長（新山 玄雄君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....
午前11時37分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 備考でございますサウナ利用者のバスタオル貸し料でございますが、これにつきましては、この運用につきましては整理をさせていただきます、また御報告をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号周防大島町グリーンステイながうら条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第7号周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第7号周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正につきまして、補足説明を行います。

陸奥記念館の観覧料について、公益上、特に必要がある場合の減免の適用について、町長の権限として行えるよう条文を加えるとともに、別表の観覧料区分に現行の身体障害者手帳、または療育手帳の所持者に加え、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方を新たに対象とするため条例を改正しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点だけ聞いておきたいと思います。

かつては国鉄時代、JR初期もだったかわかりませんが、大島フリー、いわゆる観光切符というのがあって、対象で、今回廃止ということになると思うんですが、実際的に今現在JRはそうした大島に向けての観光切符、これは存続するのか、もう廃止になっちゃうのか、わかれば答弁の方を求めておきたいと。今はもう実態としてはないように思うんですがね、それも確認しておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 議員御質問の件につきましては、旅行業者等の観光券、クーポン券がありますが、これの割引き契約をしたものということだろうと思います。これについては、実態は現在ないというふうに認識しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には観光旅行者がクーポン切って、それで対象に入ることなんですけど、やっぱり私はかつてからずっと言いよるんですけどね、逆に観光施設であるのなら、逆にそうしたいいわゆるJR等に対して売り出しは、やっぱり旅行会社だけではなしにそのJR自身がどの程度いわゆる……、かつては私はこういう言い方をしよったんです、大型時刻表に載せるかどうかがいわゆる観光地としての要所ということと言いよったんですがね、実際

的には逆に働きかけが大事な時期じゃないかという点だけ指摘して、質疑を終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15・議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第8号動産の買入れについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第8号の補足説明を申し上げます。

本案は、消防団活動服及びアポロキャップ、帽子でございますが、これの購入についてであります。旧4町の消防活動服はばらばらでございまして、新町消防団としての一体感を確立するため、また周防大島町消防団としての統率力や士気を高揚するためにも、ぜひとも消防団の活動服等を統一すべきであると、消防団幹部会等の集会でも要望が出ております。また、現在の作業服は既に、消防庁の規格変更に伴いまして、既にメーカー等においては製造されておりません。そういうことございまして、平成17年度に消防団総合整備事業におきまして、消防団活動服及びアポロキャップ972人分の事業要望をいたしてありましたところ、このたび国から要望どおりの内示がありましたので、消防団活動服、アポロキャップを購入し、本町消防団の全団へ配備しようとするものでございます。

つきましては、消防団活動服及びアポロキャップ972人分の購入物品の指名業者として8社を指名、指定いたしました。2社が辞退し、6社による指名競争入札を行い、去る5月27日に実施をいたしました結果、宇部市の藤村ポンプ株式会社が648万3,240円で落札をいたしましたので、消費税及び地方消費税を含めまして680万7,402円で物品売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考資料としてお手元に入札経緯及び入札結果表を配布いたしております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 前回、私、予定価格について質疑をさせていただきました。とありますが、予定価格をどう調査するか、そしてまたどう見るかということで、かなり節約もできるし、実際価格をね、やっぱりつくっていくのが予定価格の大きな作業の一つというふうに私は見ております。今回、実際的に予定価格をつくっていく、そのときの予算計上のときの、予算計上といいますが、もしくは予定価格をつくる時の実際的な数字根拠はどのように調査されたのか、聞いておきたいというふうに思います。

総務課長（吉田 芳春君） 予定価格についての御質問でございますが、このたびは物品ということで、それともって消防服等でございますので、衣料ということでございますので、一応定価というものがあると思います。それに対しまして何割かを減じて、それを基本ベースとして予定価格ということにさせていただいております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、入札辞退業者が町内業者が2社あるということで、実際的にどういう経過から辞退かわかりません。しかし、実際として、私は予定価格を作成するときは、少なくともかなりの調査、調査といいますが、ただ単に事前に調査するというだけでは私は不十分じゃないかというふうに考えております。前回議論の趣旨と大体一緒なんです、実際的に、予定価格を作成するとき、どこで予定価格を設定するか、本当に節約を基準、そしてまたいろいろな議論の中で予定価格を設定されたかが大事だという点を改めて指摘しておきたいというふうに思います。

以上、質疑を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号動産の買入れについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、請願第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 上関原発建設反対を求める請願書の紹介議員として議員の皆さん方にぜひとも採択していただきたいと、この立場から補足をさせていただきたいと思います。

私は先日、原発に反対する上関町民の会代表であります平岡さん、きょう請願の人と議長を訪れたところであります。ぜひとも今の状況を御理解いただきたいというふうに思います。といいますのは、一つは原発の安全性は今現在確立してないんだというのが通例です。言うまでもなく、大小のいろんな事故があります。

そしてまた、2点目として、世界の流れ、これはやっぱり脱原発の方向が既に明らかだと。本町におきまして、風力発電等について今年度調査があるようではありますが、全体的にはいわゆる原発反対、そして太陽や風力の流れに変わっております。まだそれ以外にも自然エネルギーはあります。

3点目は、環境の面からもぜひとも採択していただきたいというふうに考えます。上関の場合、御承知のように、いろんな希少生物や、またいろんな条約の中でいわゆる残していこうというような動物がかなりあります。自然の宝庫だという点です。環境が損なわれます。

4点目は、私自身、議員になって18年になりますが、この間、一貫して原発反対の立場をとってきました。これは旧大島町議会の議員の皆さん方は御承知のとおりというふうに思います。また、二井知事が国に対して答申をする際に、どういうわけか、当時大島郡4つの町があったんですが、大島町について意見を聞くと、首長の意見を聞くということがありました。そしてまた、私たちもあわせて町もいわゆる賛否を含めたアンケートをするし、私自身も原発を考える大島町民の会としてやっぱりアンケートをしました。そういう中で、若干、旧地域で言えば、そういう経過から温度差はあるかもわかりません。しかし、実態としては、やはり原発ができれば被害に遭うことは明らかだという点をぜひとも御理解いただきたいというふうに思います。

以上、述べてきましたが、特に請願者の方から、いろんな議論があると思いますが、熱心な議論をぜひお願いします、そして採択してくださいという申し入れが議長にあったことをあわせて行いまして、紹介議員として説明させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第 2 号上関原発建設反対を求める請願書を、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、所轄の総務文教常任委員会へ付託します。

暫時休憩をいたします。お昼休みします。再開は 1 時でございます。

午前11時48分休憩

午後 1 時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

日程第 17 . 地域活性化特別委員会の設置について

議長（新山 玄雄君） 日程第 17、地域活性化特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第 5 条の規定により、9 人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「元気にここに安心して 2 1 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査研究について、これに付託の上、期間は 2 年とし、閉会中の継続審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、9 人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「元気にここに安心して 2 1 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査研究について、これに付託の上、期間は 2 年とし、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました地域活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、安本貞敏議員、荒川政義議員、浜戸信充議員、杉山藤雄議員、神岡光人議員、松井岑雄議員、黒田壇豊議員、広田清晴議員、田中隆太郎議員、以上 9 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 9 名の議員を地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに地域活性化特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 分休憩

.....
午後 1 時 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。委員長、神岡光人議員、副委員長、田中隆太郎議員が互選されました。

なお、小委員会として、交通体系に関する小委員会、地産地消に関する小委員会を設置しております。その小委員会の委員長に、交通体系に関する小委員会の委員長として広田清晴議員、地産地消に関する小委員会の委員長として安本貞敏議員が選任をされましたので、御報告申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は 6 月 23 日木曜日午前 9 時 30 分から開きます。

午後 1 時19分散会